低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します

社会福祉課　☎823－9207　FAX823－9627

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵を受けにくい低年金受給者を支援し、平成28年前半の個人消費を支えるため、低所得の高齢者に給付金を支給します。

この給付金に該当すると思われる人には、４月中旬に申請書などを郵送します。

支給対象者◆平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる人（昭和27年４月１日以前に生まれた人）

※平成27年度臨時福祉給付金対象者（①と②両方に該当する人）

①平成27年１月１日時点で海田町に住民登録をしている人

②平成27年度の町民税（均等割）が課税されていない人（ただし、町民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している人は対象外となります。）

支給額◆３万円（１人あたり）

申請方法◆８月20日までに申請書、本人確認書類（保険証、運転免許証など）の写し、振込口座の通帳の写しを持参または郵送で社会福祉課（役場１階）まで

※ DV 被害者や虐待により他の市町村から住民票を写さずに町内にお住まいの人については、海田町で申請を受け付けることができる場合がありますので、相談してください。

障害者への差別に対する相談窓口を開設しました

社会福祉課　☎823－9207　FAX823－9627

４月１日より障害者差別解消法が施行されました。この法律は、行政機関や民間事業者において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を行うことが求められます。詳細は、広報かいた３月号に掲載しています。

困ったことがありましたら、社会福祉課（役場１階）に窓口を設置していますので、相談してください。

わたしたちの国保

収税対策室　☎823－9226　FAX823－9627

加入や脱退の届け出は忘れずに！

海田町在住で、いずれの健康保険にも加入していない人は、海田町国民健康保険の被保険者となります。忘れずに届け出をしましょう。

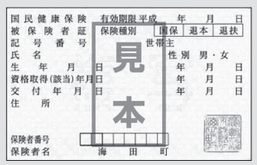

こんなときに届け出が必要です！		届け出に必要なもの
加入する	●他の市町村で国民健康保険だった人が、転入したとき ●退職などで職場の健康保険をやめたとき ●家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたときなど	●健康保険の資格喪失証明書や転出証明書などの資格を証明するもの ●年金手帳（20歳から59歳の人） ●マイナンバーカード（個人番号カード） ●認印 ●本人確認ができるもの（顔写真付）
脱退する	●他の市町村に転出するとき ●就職して職場の健康保険に加入したとき ●家族の職場の健康保険などの被扶養者になったときなど	●国民健康保険の保険証 ●職場の健康保険などの保険証 ●マイナンバーカード（個人番号カード） ●認印 ●本人確認ができるもの（顔写真付）

入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額が見直されます

入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年４月１日から１食につき360円、平成30年４月１日から１食につき460円と段階的に引き上げられます。ただし、低所得者（住民税非課税世帯）および難病・小児慢性特定疾病の患者は、現行の負担額に据え置かれます。

		一般病床・精神病床等	療養病床	
			医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ
65歳未満	一般所得	27年度まで　1食260円 ⇒28年度～　1食360円 ⇒30年度～　1食460円	27年度まで　1食260円 ⇒28年度～　1食360円 ⇒30年度～　1食460円	27年度まで　1食260円 ⇒28年度～　1食360円 ⇒30年度～　1食460円
	低所得（住民税非課税世帯）	据え置き 1食210円 ※90日超で、1食160円	据え置き 1食210円 ※90日超で、1食160円	据え置き 1食210円 ※90日超で、1食160円
65歳以上	一般所得	27年度まで　1食260円 ⇒28年度～　1食360円 ⇒30年度～　1食460円	据え置き 1食460円、居住費320円 ※一部医療機関では 1食420円	27年度まで　1食260円 ⇒28年度～　1食360円 ⇒30年度～　1食460円
	低所得Ⅱ	据え置き 1食210円 ※90日超で、1食160円	据え置き 1食210円、居住費320円	据え置き 1食210円 ※90日超で、1食160円
	低所得Ⅰ	据え置き 1食100円	据え置き １食130円、居住費320円	据え置き 1食100円、居住費0円

もっと健康　ずっと元気！

参加者募集

国保健康づくり事業として今月は２つの教室の募集をします。
運動のきっかけがない人、体重が気になる人も楽しく運動してみませんか？

住民課　☎823－9206　FAX823－9627

アクア・エクササイズ

（水中運動教室）

今年度から教室の内容をリニューアル！初心者向けの泳ぎのコースと音楽に合わせて身体を動かすコースの２タイプを用意しました。「体重が減らないな…」と思っている人や腰痛に悩む人もいっしょに楽しく運動しましょう。水の中では浮力が地上の６分の１になることで、腰や膝への負担が軽くなり、運動しやすくなります。

コース名	開催日	教室時間	定員	申込開始日
初心者のための泳ぎ方教室	5月11日、18日、25日、6月1日、8日	13時30分〜14時30分	15人	4月6日（水）〜

※水曜日

※６月から「初心者のための泳ぎ方教室、９月から「アクア・ビクス」（音楽に合わせて身体を動かします）を開催します。開催日時・申し込みなどは今後広報でお知らせします。

場　所◆福祉センター　健康増進プール

対　象◆30歳～74歳の町内に住民票がある人。社会保険の人も参加できます。

より安全に教室運営を行うため、平成27年度中に特定健診または一般健診を受けた人を優先します。

参加費◆１コースあたり1,500円　　**申し込み◆**電話で住民課へ

リフレッシュエアロ

「減量をしたいけどなかなかできない」「最近、中性脂肪があがってきたような…」こんな悩みはありませんか？適正体重に保つことや中性脂肪を基準値内にすることは、動脈硬化を予防する上でとても大切です。

この教室では、音楽に合わせて楽しくからだを動かします。

第４回目には、調理実習を含めた栄養講座も行い、運動と食事の両面からあなたの健康づくりを応援します。ぜひ、参加してください。

開催日		内　容
第1回	5月16日	**運動教室**　音楽に合わせて楽しくからだを動かそう♪ 有酸素運動のほか、自宅でできる筋トレも習得します。
第2回	5月30日	
第3回	6月6日	
第4回	6月27日	**調理実習**　脂質を抑え、野菜をたくさんとろう
第5回	7月4日	**運動教室**
第6回	8月1日	
第7回	8月29日	
第8回	9月5日	

※いずれも月曜日

時間・場所◆10時～11時30分　ひまわりプラザ

※第４回のみ10時～13時　福祉センター

対　象◆①総コレステロール200mg/dl 以上
②中性脂肪150mg/dl 以上
③ BMI25以上
④この１年で体重増加が約３kg 以上　（①～④のうち１つ以上あてはまる人）

※30歳～74歳の町内に住民票がある人。社会保険の人も参加できます。

※全８回中６回以上の出席が見込める人。

※６月に一般健診または特定健診を受けていただき、結果の見方を学習します。

定　員◆30人

参加費◆1,500円（第４回のみ、調理実習費として別途300円徴収します）

講　師◆田中信行氏（エアロビック指導専門委員）

服装・持ち物◆運動できる服と靴（土足可）、飲み物、タオル

その他◆託児希望者は、申し込み時にお知らせください（託児は子育て支援センター職員が行います）

申し込み◆電話で住民課へ

学生納付特例制度

広島南年金事務所　☎253－7710

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業1年以上である課程）、その他教育施設などの在学者です。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けとることができなくなる場合があります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例の承認期間は４月から翌年３月までとなりますので、次の年度以降も希望する場合は、再度申請してください。

なお、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は申請時点の２年１カ月前の月分までです。

国民年金保険料の追納制度

国民年金の免除や納付猶予の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、３年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されます。

※詳しくは年金事務所まで問い合わせてください。